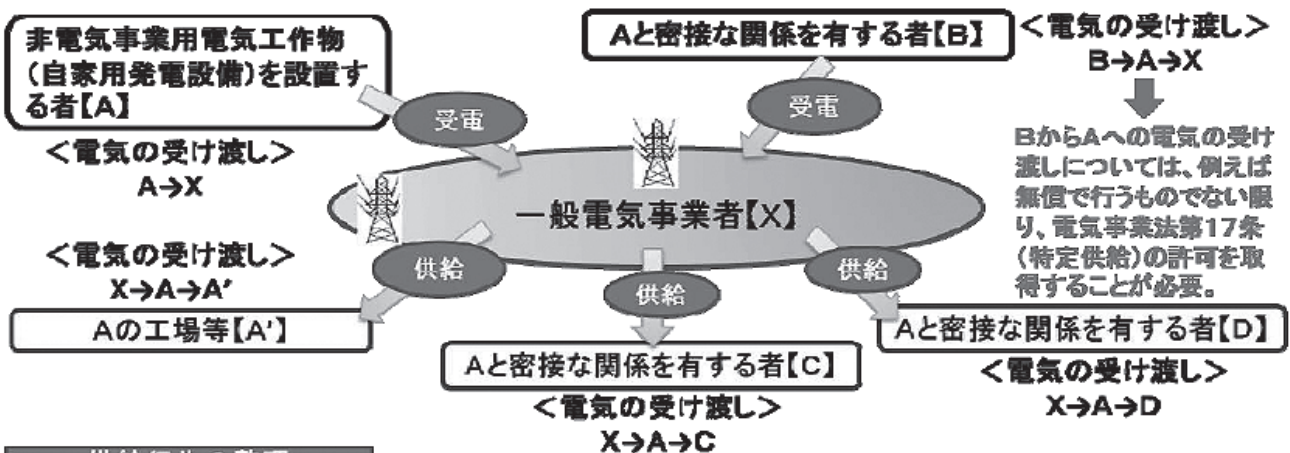


自家発自己託送を電力会社に義務づけ

電気事業法の改正により「電気の自己託送」が制度化されたことを受け、平成25年12月6日付けで電気事業法施行規則等の一部を改正する省令等が公布された。平成26年4月1日付けで施行される。今回の改正後、自家発電による電気の自己託送が制度化されることで、電力会社に対して託送供給サービスの提供が義務づけられる。それにより、電力送電ネットワークの利用機会の公平化が進み、さらには電力の需給緩和にもつながるものとして期待されている。

自己託送とは、自家用発電設備を所有する企業が発電した電気を、一般電気事業者（電力

自己託送に係る供給行為の整理



供給行為の整理

①AからA'への供給行為

自家発自家消費のため、特定供給の許可は不要。また、AがBの発電に係る電気も併せて供給する場合、A→A'の供給行為は同様の理由で特定供給の許可は不要であるが、B→Aの供給行為は特定供給の許可が必要。

②AからCへの供給行為

自家発自家消費ではないが、1つの建物・構内における需要に応ずるものであるため、特定供給の許可は不要（電事法第17条第1項第1号）。また、AがBの発電に係る電気も併せて供給する場合、A→Cの供給行為は同様の理由で特定供給の許可は不要であるが、B→Aの供給行為は特定供給の許可が必要。

③AからA'及びCへの供給行為

AからA'への供給行為は自家発自家消費のため、特定供給の許可は不要。また、この場合、Aの自家用発電設備は1つの建物・構内における需要に応ずるものではないが、AからA'への供給行為は自家発自家消費であるため、実質的には電事法第17条第1項第1号に掲げる要件を満たしているものと考えられることから（他人はCのみ）、AからCへの供給行為も特定供給の許可は不要。また、AがBの発電に係る電気も併せて供給する場合、A→A'の供給行為及びA→Cの供給行為は同様の理由で特定供給の許可は不要であるが、B→Aの供給行為は特定供給の許可が必要。

なお、AからA'、C及びDへの供給行為については、電事法第17条第1項第1号に掲げる要件を満たしているとは考えられないことから、（他人はC及びD）、A→Cの供給行為及びA→Dの供給行為は特定供給の許可が必要。

（出所：「自己託送に係る指針」から抜粋）

会社)の送配電ネットワークを利用して別の場所にある工場等に送電する際に、電力会社が提供する送電サービスのことである。これまで、自己託送については電気事業法上の定めはなく、電力会社が自主的に提供するサービスとして、「供給区域をまたいだ自己託送が認められていない。特別高圧送電線に連系する需要家への供給しか認められていない。供給者と供給先が同一の者である場合しか認められていない」等の制約があった。

平成25年12月6日付けで公布された改正電気事業法施行規則及び「自己託送に係る指針」では、自己託送を利用することができる者の範囲等について次のとおり定めている。

1. 自己託送を利用することができる者の範囲

- イ. 自家用発電設備の設置者が発電した電気は、自社の別の場所にある工場・事業場のみならず、資本関係がある子会社等の工場・事業場に対しても送電することができる。
- ロ. 送電できる電気として、自家用発電設備の設置者が発電したもののみならず、資本関係がある子会社等が発電したものも併せて送電することができる。

2 自己託送における特定供給の許可

- ハ. **上記1. ロ**のように、自家用発電設備の設置者が子会社等の発電した電気も併せて送電しようとする場合、電気事業法に基づく特定供給の許可を受けなければならない。
- ニ. 電力会社は、自家用発電設備の設置者から自己託送の利用の申し出があった場合、

その申し出が電気事業法等で定める基準に合っているかを確認することとし、その判断ができない場合には、その供給区域を管轄する経済産業局又は資源エネルギー庁に確認する。

訂正

1月号の平成25年度上期防災用自家発電装置の設置状況の表中、21頁のメーカー別、23頁の施設種類別で誤植がありました。正しくはメーカー別「三井造船マシナリー・サービス(株)Sクラス3台32.0kW、合計3台32.0kW、前年同月期合計1台72.0kW、対前年増減率台数200.0%増、出力-55.6%減」。施設種類別「地下街、前年同月期合計1台600.0kW、対前年増減率台数-100.0%減、出力-100.0%減」。訂正します。

特種電気の認定講習に50人

1月30日、東京・神田駿河台の連合会館で特種電気工事資格者(非常用予備発電装置工事資格者)としての資格を取得するための平成25年度認定講習が行われ、50人が受講した。朝から「発電設備の保安に関する法令」「発電設備の基礎・検査方法」「発電設備の工事の施工方法等」と題する講義が行われ、受講生は講師の解説を聴きながら熱心にノートをとっていた。特種電気の認定講習は、内発協が一般財団法人電気工事技術講習センターから同業務を受託し、毎年実施している。電気工事士法では契約電力500kW未満の事業場等に非常用発電設備を設置する場合、その工事従事者に対して特種電気工事資格者の資格取得を義務づけている。